

首都圏におけるコスメ展示会出展及び動画配信等業務委託仕様書

1 委託業務名

首都圏におけるコスメ展示会出展及び動画配信等業務委託

2 事業の目的

全国に類のない、コスメティック構想の取組や佐賀県が行っている美と健康に関するコスメティック産業支援の取組を、首都圏におけるコスメ展示会や動画配信等とおしてコスメ業内に限らず広く発信することで、「コスメ県 SAGA」としての佐賀県の地域ブランドを高めていくことを目的とする。

3 事業の概要

「COSME Week 東京 2026」において、ブース出展及びビジネス分野の著名人を招き佐賀県のコスメ産業支援の取組を紹介するトークイベントを開催するとともに、トークイベントの内容を動画メディアで配信することで、その認知度を業界内に限らず、異業種にも広め、佐賀県から「コスメ産業×異業種」の新ビジネスの創出を促進する。

(1) COSME Week 東京 2026

- ア 日程 令和8年1月14日（水）～16日（金）
- イ 場所 東京ビッグサイト（東京都江東区有明 3-11-1）
- ウ COSME Week 東京 2025 来場者数（参考） 約 38 千人

(2) 委託業務

- ア ブース出展
- イ 展示会場におけるビジネス分野の著名人を招いたトークイベントの企画・運営及び動画配信等
- ウ 「コスメ県 SAGA」情報発信動画の作成
- エ 事業効果の分析・検証及びフィードバック

4 委託内容

(1) ブース出展

コスメティック構想の取組や佐賀県が行っている美と健康に関するコスメティック産業支援の取組を広く発信するブース出展に必要な下記業務を行うこと。

- ア 主催者との連絡調整や必要な手続き
 - ・ 展示小間契約は下記内容で締結済み
 - 小間位置のスペース：20.25 m²（D2.7m×W7.5m）

- 小間料金：685,000 円（消費税抜き）（左記小間料金を見積に含めること。
（ExpoMaster（RX デジタルプラットフォームの利用料含む））

イ ブース内容の企画

- ・ 多くの来場者呼び込み、コスメティック構想の取組や佐賀県が行っている美と健康に関するコスメティック産業支援の取組を認知してもらえるような内容とすること。
- ・ 現時点でのブース内容の想定は下記のとおり。契約後に県、一般社団法人ジャパンコスメティックセンター（以下「JCC」という。）と協議したうえで決定すること。

（想定）

- コスメティック構想の紹介
- 県や JCC が行っている美と健康に関するコスメティック産業支援の取組紹介
- 県内企業の製品紹介（1社あたり約1m×1mで最大4社程度。出展希望企業をJCCにて募集中。各社の展示は参加企業にて実施。）等

ウ ブースの装飾に係る一切の業務（装飾手配、設置、撤収 等）

エ 配布用パンフレット及びノベルティ等の企画・デザイン・発注

オ ア～エ以外に目的達成のために有効な内容があれば提案すること。

（2）展示会場におけるビジネス分野の著名人を招いたトークイベントの企画・運営及び動画配信等

展示会ステージイベントにおいて、ビジネス分野における著名なゲストを迎え、パネルディスカッション形式のイベントを行うことで、佐賀県のコスメビジネス支援についての周知を図り、さらに、著名なビジネス映像メディアで上記パネルディスカッションを公開収録、動画配信することとし、下記業務を実施すること。

なお、ゲストの選定にあたっては、コスメ分野に限定することなく、感度の高い異業種のビジネスパーソンにも佐賀県のコスメビジネス支援の情報に触れる機会を創出する観点から、適切な人選を行うこと。

ア 主催者との連絡調整や必要な手続き

- ・ 展示小間契約は下記内容で締結済み
 - 日時：COSME Week 東京 2026 開催期間のうち 40 分程度（具体的な日時は契約後に県、主催者と協議すること。）
 - 料金：400,000 円（消費税抜き）（左記料金を見積に含めること。）
 - 場所：展示会場内セミナールーム

イ トークイベントの企画

- ・ 佐賀県知事（予定）、佐賀大学徳留教授及びビジネス分野における著名なゲストを迎え、佐賀県のコスメビジネス支援についての周知を図るパネル

ディスカッション形式のトークイベントを開催すること。

- ・ ゲストの手配に係る一切の業務を行うこと。

ウ 動画配信

- ・ 著名なビジネス映像メディア（（例）NewsPicks、PIVOT等）で上記パネルディスカッションを公開収録とし動画配信することで、コスメ分野に限らず、感度の高い異業種のビジネスパーソンも佐賀県のコスメビジネス支援の情報に触れる機会を作ること。
- ・ 撮影及び配信に必要な一切の業務を行うこと。
- ・ 配信に際しては、多くのビジネスパーソンに視聴してもらうために、閲覧につながる誘導等を行うこと。
- ・ 展示会ステージ会場での公開収録では、動画配信サイト用の撮影が困難な場合は、別途スタジオ等で収録した動画を配信することも可能とする。なお、その実施に係る経費は受託者が負担すること。

エ トークイベントの周知用チラシデータの作成

オ ア～エ以外に目的達成のために有効な内容があれば提案すること。

（３）「コスメ県 SAGA」情報発信動画の作成

コスメティック構想の取組や佐賀県が行っている美と健康に関するコスメティック産業支援の取組を全国に発信するための YouTube 等で配信可能な動画（1～2分程度）を作成すること。

なお、作成した動画は展示会及びトークイベントで使用するとともに、委託契約終了後も県にて使用可能なものとする。

（４）事業効果の分析・検証及びフィードバック

配信する動画視聴者の分析等、本業務による効果を適切な方法で把握し、検証を行うこと。

（５）佐賀県との協議等

本業務を実施するに当たり、受託者は定期的に県と協議等を行うこと。

協議後は速やかに議事録を作成し、県の確認を受けること。

（６）その他

- ・ 契約締結後 15 日以内に、業務を実施するための実施スケジュール、実施体制及び業務に必要なその他の事項をまとめた計画書を県に提出して了解を得ること。
- ・ 業務工程を管理するために、佐賀県との協議時に実施スケジュールに沿った進捗状況を報告すること。
- ・ 業務を行うに当たり、疑義等が生じた場合はその都度、県へ連絡し、判断を仰

ぐこと。

5 提案を求める事項

「4 委託内容（１）～（４）」それぞれの項目において具体的に提案を行うこと。
ただし、公示で示す契約上限額内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものとする。

6 委託期間

契約締結の日から令和８年３月２５日（水）まで

7 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物について、紙媒体及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を各１部ずつ、納入期限までに納めること。

- （１）業務完了報告書
- （２）実施報告書
- （３）本事業で作成した広告物データ、動画データ、記録写真データ、資料データ等
- （４）本業務で作成した資料
- （５）県との協議議事録

8 その他留意事項

- （１）第三者（本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。セミナー及び動画配信のために制作したデータを除き、本業務において受託者が制作したデータや写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。
- （２）受託者は、佐賀県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- （３）受託者は、制作に関して肖像権の許諾等が必要な場合は、委託事業終了後も県が成果物を使用することに留意の上、受託者において手続きを行うこと。
- （４）受託者は前金払を県に請求できる。
- （５）本業務の実施に当たっては、佐賀県と協議の上、実施すること。